

# 建設工事の総合評価落札方式における加点対象の拡大 (建設キャリアアップシステムの活用)

## 1. 現状と課題

技能労働者の経験や技能に応じた処遇の実現及び現場管理の効率化を図ることを目的に、令和2年4月から総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において「建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用することを誓約する者」を加点評価する取り組みを開始している。

これまでの取組で、CCUSの登録は進んできているものの、令和3年2月時点では県内業者の事業者ID取得率は「9.8%」で、関東地方整備局管内の「14.3%」と比較し、下回っている状況にある。

今後、建設業の担い手確保を進めていく上で、CCUSの活用推進が必要であり、取組の拡大が求められている。

## 2. 見直し内容

技能労働者の処遇改善などに重要な役割を果たす、「当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用<sup>※</sup>することを誓約する者」を評価する対象工事を拡大

### (1) 評価対象

(現行) 予定価格 **8,000万円以上**の建設工事

↓

(見直し後) 予定価格 **3,000万円以上**の建設工事

※「建設キャリアアップシステムの活用」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。

### (2) 対象工事及び評価点

対象工事：総合評価落札方式により発注する全ての建設工事

評価点：0.25点

## 3. 実施時期

令和3年10月の公告案件から適用